

様式第四号

法人名 社会医療法人 天陽会  
 所在地 鹿児島県鹿児島市泉町6番7号

※医療法人整理番号

純 資 産 変 動 計 算 書  
 (自 令和 4年 4月 1日 至 令和 5年 3月 31日)

(単位:千円)

	積立金			評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	設立等積立金	繰越利益積立金	積立金合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
令和 4年3月31日 残高	3,518,063	5,951,412	9,469,475	0	0	0	9,469,475
会計年度中の変動額							
当期純利益		1,085,554	1,085,554	0	0	0	1,085,554
会計年度中の変動額合計		1,085,554	1,085,554	0	0	0	1,085,554
令和 5年3月31日 残高	3,518,063	7,036,966	10,555,029	0	0	0	10,555,029

## 様式第五号

法人名 社会医療法人 天陽会

※医療法人整理番号

所在地 鹿児島県鹿児島市泉町6番7号

## 有形固定資産等明細表

資産の種類	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引 当期末残高 (千円)
有形固定資産	建物	4,930,565	33,254	9,032	4,954,787	1,247,366	3,707,421
	建物附属設備	2,383,366	2,033	36,213	2,349,186	1,272,950	1,076,236
	構築物	189,969			189,969	153,878	36,091
	医療器械	2,380,430	117,572	84,058	2,413,944	2,034,697	379,246
	車両運搬具	50,050	406	2,104	48,352	47,802	550
	工具器具備品	438,094	23,420	10,693	450,820	399,089	51,731
	土地	1,840,784	31,824		1,872,608		1,872,608
	リース資産	59,295			59,295	48,932	10,363
	計	12,272,553	208,509	142,101	12,338,961	5,204,714	7,134,247
無形固定資産	電話加入権	2,408		2,408			2,408
	ソフトウェア	97,797	891		98,688	83,774	14,914
	計	100,205	891		101,096	83,774	17,322
その他の資産	敷金	15,119		15,119			15,119
	出資金	73		73			73
	保険積立金	301,316	9,136	8,338	302,115		302,115
	長期前払費用	12,865	2,695	4,884	10,676		10,676
	長期貸付金	312,255	42,719	42,307	312,667		312,667
計	641,628	54,550	55,529	640,649		640,649	

法人名 社会医療法人 天陽会

※医療法人整理番号

所在地 鹿児島県鹿児島市泉町6番7号

引 当 金 明 細 表

区 分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (そ の 他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	12,041	13,808		12,041	13,808
賞与引当金	175,031	174,392	175,031		174,392
退職給付引当金	358,138	45,670	16,695		387,113

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は洗替えによる戻入額である

様式第七号

法人名 社会医療法人 天陽会  
 所在地 鹿児島県鹿児島市泉町6番7号

※医療法人整理番号

借入金等明細表

区 分	前期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の 長期借入金	176,364	2,470,099	0.305	—
長期借入金（1年以内に 返済予定のものを除 く。）	2,820,990	350,891	0.305	R13.8
合 計	2,997,354	2,820,990	—	—

長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）及びその他の有利子負債については、貸借対照表日後  
 5年内における1年ごとの返済予定額の総額 (単位：千円)

区 分	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超6年以内
長期借入金	87,504	87,504	87,504	62,754	7,500

法人名 社会医療法人 天陽会

※医療法人整理番号

所在地 鹿児島県鹿児島市泉町6番7号

事業費用明細表

(単位：千円)

区 分	本来業務事業費用			附帯業務 事業費用	合 計
	事業費	本部費	計		
材料費	3,269,305		3,269,305	4,986	3,274,291
給与費	3,940,220		3,940,220	88,007	4,028,227
委託費	273,332		273,332	260	273,592
経費	1,349,167		1,349,167	11,400	1,360,567
売上原価					
その他の事業費用					
計	8,832,024		8,832,024	104,652	8,936,676

## 重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記

社会医療法人 天陽会

### 1 継続事業の前提に関する事項

該当なし

### 2 資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産……最終仕入原価法による原価法

### 3 固定資産の減価償却の方法

#### ・有形固定資産（リース資産を除く）……定率法

ただし、平成10年4月以降取得の建物は、定額法とし、平成28年4月以降取得の建物附属設備及び構築物は、定額法としている。

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建物	8年～39年
建物附属設備	8年～39年
構築物	2年～55年
医療器械	3年～8年
車両運搬具	4年～6年
工具器具備品	4年～15年

#### ・無形固定資産（リース資産を除く）……定額法

#### ・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし残存価額をゼロとする定額法

### 4 引当金の計上基準

- ・貸倒引当金……前々会計年度末日の負債総額が200億円未満であることから、法人税法における貸倒引当金の繰入限度額を回収不能見込額として計上している。
- ・退職給付引当金……職員の退職給付に備えるため、当会計年度末における退職給付債務を簡便法（退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により計算し、計上している。  
なお、当医療法人は前々会計年度末日の負債総額が200億円未満であることから、簡便法による期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を採用している。
- ・賞与引当金……従業員に対して支給する賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当会計年度に負担すべき額を計上している。

### 5 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込経理にて計上している。

### 6 その他貸借対照表等を作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 補助金等の会計処理

固定資産を購入する目的で受取った補助金等については、受取った会計年度に一括して収益として計上しております。

なお、対象となる固定資産については法人税法上の圧縮記帳が認められている場合は、固定資産を直接減額する方法によって処理しております。

7 重要な会計方針を変更した旨等

該当なし

8 資産及び負債のうち収益業務に関する事項・収益業務からの繰入金に関する事項

該当なし

9 担保に供されている資産に関する事項

【担保に供している資産】

科目	金額(千円)
建物	984,581
土地	821,173
計	1,805,754

【担保に係る債務】

科目	金額(千円)
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	2,478,990
計	2,478,990

10 法第51条第1項に規定する関係事業者に関する事項

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業 内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

取引条件及び取引条件の決定方針等

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

取引条件及び取引条件の決定方針等

11 重要な偶発債務に関する事項

該当なし

12 重要な後発事象に関する事項

該当なし

13 その他医療法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 5,204,714千円

(2) 補助金等に重要性がある場合の内訳、交付者及び貸借対照表等への影響額

主な補助金等の内容

(単位：千円)

補助金の内容	交付者	交付額	損益計算書上の記載区分
運営費補助金収益			
新型コロナウイルス感染症患者入院病床確保事業補助金	鹿児島県	629,699	事業収益（本来業務）
新型コロナウイルス感染症対応医療従事者支援事業補助金	鹿児島県	16,440	事業収益（本来業務）



独立監査人の監査報告書

令和5年6月8日

社会医療法人天陽会  
理事会 御中

松野下剛市公認会計士事務所  
鹿児島県鹿児島市

公認会計士

松枝公認会計士事務所  
鹿児島県鹿児島市

公認会計士

監査意見

私たちは、医療法第51条第5項の規定に基づき、社会医療法人天陽会の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの令和4会計年度の貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びに財産目録（以下「計算書類」という。）について監査を行った。

私たちは、上記の計算書類が、全ての重要な点において厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私たちの責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。私たちは、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書、関係事業者との取引の状況に関する報告書、純資産変動計算書及び附属明細表である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

私たちの計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私たちはその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における私たちの責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は私たちが監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私たちは、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、私たちが報告すべき事項はない。

### 計算書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して計算書類を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、理事者は、継続事業の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に基づいて継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続事業を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続事業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類の表示及び注記事項が厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

### 利害関係

法人と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上